

2019年度会員登録にあたって

2019年度の会員登録申請ですが、登録区分、登録費用の変更はありません。

これまでの登録申請手続に関してでてきた事象にから、今後ご注意、確認いただきたい点に関して、以下、列挙させていただきます。

【確認事項および注意事項】

都ア協会員登録：東京都アーチェリー協会への会員登録申請は、原則として、都ア協に加盟する傘下の地区協会、中学校および都高体連アーチェリー専門部からおこなわれます。他道府県から全ア連会員登録をされて地区協会から都ア協会員登録をされた場合、都ア協主催のアウトドア・ターゲット競技会へのエントリーはできません。（他道府県で全ア連会員登録をされた選手が都ア協主催の公認大会に出場しても競技結果は公認申請点とはならず、ハッジ申請対象とはなりません。）

全ア連会員登録：全日本アーチェリー連盟への会員登録申請は、傘下の都道府県協会および学連、高体連を経由しておこなわれます。

全ア連会員番号：2016年度以降に取得した会員番号が継続して使用されます。一度取得した会員番号は、原則として変更はされません。休会、退会から登録復帰した場合でも、休会前、退会前に使用していた登録番号を利用します。したがって、交付された会員証は継続して使用していただきます。

都ア協会員番号：毎年の登録時に、所定の決まりにしたがって、各地区協会、中学校、都高体連各高校で決めていただきます。都ア協の場合、同じ登録番号の継続使用を前提とはしていません。

指導者登録：指導者登録の方は競技会へのエントリーはできますが、競技会での成績は公認記録とはなりません。したがって、全ア連へのバッジ申請はできません。

登録の発効：都ア協会員登録に関しては都ア協会員登録担当が申請を受理した時点、全ア連会員登録は全ア連会員システムに入力がなされた時点を仮登録として会員資格が発効したものとなります。その後の競技会へのエントリー、成績の記録が可能となります。

登録の失効：都ア協、全ア連ともに、毎年の登録申請手続をしなければ登録は失効します。

審判登録：審判員登録には全ア連会員登録が前提となります。審判員資格保有者が全ア連会員登録を更新しないと、審判員資格は失効となります。

会員登録とバッジ申請：スターバッジの申請は会員登録がなされていることが前提条件です。バッジ申請の対象となる成績をあげた競技会へのエントリー時点までに少なくとも仮登録が完了していなければいけません。

以上